

「島づくり地方再生推進調査」実施要領

1. 趣 旨

(1) 目的

離島は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全と併せて、国民のいやしの空間となるなど、国家的・国民的役割を担っている。しかしながら離島地域は恒常的な人口減少、少子高齢化に直面し産業活動が停滞するなど、離島を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした中、離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組の実施を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域の活性化を図ることを目的としています。

また、本調査で採択及び実施される取組が成果を上げ、他の離島地域の参考となることにより、離島地域全体の活性化につながることを期待しています。

(2) 概要

離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組（モデル事業・社会的実験及びそのための計画・構想策定作業を指す。以下、提案事業とする）を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域(注1)の活性化を図るものです。

具体的には、都道府県を通じて、離島関係市町村(注2)及び同市町村を通じて離島地域で活動する民間団体から提案事業を募ります。要望される提案から本調査の対象となる提案事業の選考は国土交通省が設置する第三者委員会(注3)が行います。また、採択された提案を実施する離島地域に対して同委員会及び国土交通省がモニタリング調査等を実施しますので提案事業が採択された団体には同調査等に協力していただく必要があります。

(注1) 離島振興法の対象地域を指します。

(注2) 離島振興法の対象地域を行政区域内に含む市町村を指します。

(注3) 国土交通省が直接あるいは契約によって設置する複数の有識者等からなる委員会です。

2. 募集方法

(1) 応募主体

本調査に応募できるのは、次の①あるいは②に該当する団体です。

①離島において島づくり活動を行う民間団体等(注4)

ア. 離島地域において、既に活動を行っているか、今後、同地域において活動する意志及び計画を有する民間団体等を対象とします。

イ. アに該当する団体は、単独でも連名でも応募できます。ただし、連名の場合には代表

団体を定めた上で当該代表団体が応募するものとします。

ウ. 複数の上記民間団体等あるいは上記民間団体等と地方公共団体等(注5)から構成される協議会等(注6)も応募することも可能です。なお、同協議会等組織のほとんどの構成員が離島地域を行政区域に含む地方公共団体であり、かつ同組織の代表者が地方公共団体の首長あるいはそれに準ずる立場にある者が兼務している場合は、②の離島関係市町村による応募と同様の取扱いとします。

エ. ウの複数の民間団体等及び地方公共団体等の中には、離島地域における活動を支援することに賛同し、協働する離島地域外の団体が含まれても構いませんが、離島地域を活動拠点とする団体が代表又は幹事として応募することを原則とします。

(注4)民間団体等には、離島地域を主な活動拠点とする特定非営利法人(NPO法人)及び法人格の無い任意団体から観光協会、漁業共同組合、農業共同組合、法人企業が含まれます。

(注5)地方公共団体の他、公社・公団、第3セクター企業、公益法人及びそれらに準ずる組織を指します。

(注6)地方公共団体が組織する法人格の無い任意団体を含みます。

②離島関係市町村による応募

ア. 本調査は、単独あるいは複数の離島関係市町村が連名で応募できます。ただし、連名の場合には代表市町村あるいは幹事団体を定めた上で当該代表団体から応募するものとします。

イ. ①の民間団体等が主体となった島づくりのための活動等に賛同し、協働する離島関係市町村は、当該民間団体と連名の上、代表として、当該民間団体による提案事業について応募することができます。

ウ. 単独又は複数の離島関係市町村が民間団体を含む協議会等を組織している場合には、離島関係市町村が当該協議会等を代表して応募することが可能です。

エ. イ及びウの場合において、提案事業に離島地域外の団体が離島地域外において離島地域の活動を支援するための活動を行う内容を含む場合は、離島関係市町村が代表又は幹事として応募することを原則とします。

(2) 応募に際しての要件

①民間団体等の応募要件

ア. 代表者の定めがあること

イ. 団体としての意思決定の方法、事務処理、会計処理の方法及び責任者等を明確に示す規約、その他の規定が定められている必要があります。

ウ. 応募は離島関係市町村からの推薦がある場合に限りです。

②離島関係市町村の応募要件

ア. 離島振興法の対象となる離島振興対策実施地域が行政区域内に存在することが必要です。

③民間団体等及び離島関係市町村に共通する応募要件

ア．同一団体からの応募は原則1件

同一の団体が応募できる提案事業は、原則として1件に限ることとします。ただし、異なる民間団体との連名提案で、異なる提案内容の提案事業について応募する場合、同一の団体が複数の応募に参加することを認めます。

イ．事業報告会（仮称）への出席承諾

提案事業の応募団体は、提案事業が採択された場合に、国土交通省が当該年度中に設定する事業報告会（仮称）に出席し、各団体が、それぞれの提案事業の成果についての報告等を行うことを了承いただくことが前提となります。

ウ．モニタリング調査及びフォローアップ調査への協力

提案事業の応募団体は、提案を採択された場合に、調査対象年度に国土交通省が実施するモニタリング調査及び調査終了後の次年度を中心に数年間（平成25年度まで）継続的に実施することを想定しているフォローアップ調査（年1回程度）に協力いただくことを了承いただくことが前提となります。

（3）提案事業企画の視点と対象分野・テーマ

本調査の対象となる提案事業は、離島地域において島づくりの主体となるべき民間団体等や離島関係市町村が、現状の課題を克服し、離島地域の活性化を具体化させるための島づくりを計画及び構想するに際して、モデルや参考となり得ると考えられる先導的な取組（モデル事業、社会的実験）であることを前提として、以下のような視点に立ち、提案事業の内容を十分説明できることを前提に、幅広い分野からテーマを設定できます。また、モデル事業及び社会的実験について取組だけでなく、その取組に必要な計画策定作業や構想策定作業も対象となります。

①提案の視点

ア．公益性の確保

特定の団体等の利益のみを追求するのではなく、広く成果を離島地域に還元することを明確にしていること。及び国又は地方公共団体等が策定する計画や構想に合致していること。

イ．先導性の発揮

他の離島地域の課題解決あるいは克服に資するモデル性及び他の離島地域の事業等に対する先進性を有すること。

ウ．総合性及び持続可能性の確保

離島地域を振興するためのプロジェクトとしての総合性を有していること。また、調査実施期間終了後も提案事業を継続する見込みがあるか、あるいは持続的に離島地域の活性化させるための取組につながっていること。

エ．地域経営手法・能力の開発・向上

離島地域における民間団体等あるいは行政の企画・実施能力の向上に寄与すること、民間団体等と民間団体等間及び行政と民間団体等の連携・協働を促進すること、又は離島地域の自立につながる新たなヒト・モノ・カネのネットワークづくりや団体立ち

上げに寄与すること。

オ．地域特性への適合

地域特有の自然環境、伝統文化、地場産業、歴史的建造物などを有効に活用されていること。地域の経済・社会・産業構造を活かす仕組みとなっていること。あるいは、それらを無理なく活用し、新規産業の育成や雇用の創出につなげることに寄与するか。

カ．社会的ニーズへの対応

都市と離島の交流、国際交流、国民の健康増進、環境保全・循環型社会、低炭素社会への貢献等社会的ニーズをとらえていること。

②対象分野・テーマの例

ア．離島地域の住民生活環境の向上

イ．複数の定期航路を連携させる観光振興の先導的取組

ウ．自然環境保全活動と交流促進の両立

エ．伝統文化やまち並みの保全や再生活動による地域活性化と交流の促進

オ．商品開発や販路開拓による地場産業の振興と雇用創出

カ．人材の育成・活用、確保

キ．U J I ターン者、二地域居住者、長期滞在者の受入体制整備、受入の促進

ク．社会福祉や健康増進のニーズを踏まえた交流体制整備、交流促進

ケ．ア～クの複数の分野・テーマを含むもの

コ．その他離島振興の先導的分野・テーマ（第三者委員会が認めるもの）

(5) 調査対象期間（実施期間）

本調査の対象として取組（社会的実験、モデル事業）を実施する取組は、原則として平成21年度中に実施可能な活動であることとします。

また、複数年度にわたる実施が必要となる取組については、立ち上げから最大2カ年間の限度として、本調査の適用対象となるよう考慮します（この場合、予め次年度以降も含めた全体計画の作成及び提出が必要となります）。

なお、本調査による国費適用の対象とはなりません。対象期間終了後も提案事業が何らかの形で自立的に運営されることを妨げることはありません。（望ましい姿であると考えております。）

(6) 提案事業において国費支出の対象となる取組と対象経費

①支出対象となる取組

社会実験的内容を含む具体的な実践活動の経費、次年度以降の具体的な行動計画を含む計画の策定経費、住民等を含めた関係者間の合意形成経費、外部からのアドバイザー招へい等を通じた人材育成・研修経費、普及啓発等活動経費を国費の支出対象として想定しています。

②支出対象となる経費

(適用対象とする経費の例)

提案事業を実施するための人件費、提案事業に要する旅費、機材レンタル経費、消耗品費等諸経費、会場借料、会場設営等の役務費、印刷製本費等

(適用対象とならない経費の例)

用地取得費、施設整備費、外国への視察旅費、他の業務としゅんべつすることができない人件費、備品費(耐久消費財等)、営利のみを目的とした活動と見なせる活動に要した経費すべて等

(7) 国や都道府県から他の財政的支援を受けている場合

本調査は、国や都道府県からの他の財政的支援を受けて行っている取組については、対象とはしません。ただし、本調査対象部分とその他の財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区別がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではありません。

なお、本調査に賛同する地方公共団体が実施する関連事業に要する経費は、本調査の対象ではなく、当該団体自らの負担として、連携して実施していただく必要があります。

ただし、上記2.(1)②ウエの市町村が他の団体と連名で代表団体として応募する場合は、国土交通省と当該市町村との契約により、当該市町村が民間団体等による取組を対象とした提案事業を実施していただくこととなります。

3. 選定方法

(1) 第三者委員会による提案事業の選考作業の実施

応募された提案事業については、国土交通省が設置する第三者委員会(国土交通省外の5名程度の有識者により選考されます。選考に当たっては、「2. 募集方法(3)②提案の視点」で示したア～クの視点に合致しているかという観点から、提案事業の内容(様式1～3)を検討していただくとともに、採択する提案事業の選考していただくこととなります。

(2) 提案事業の選定及び国費支出額の決定

提案事業の選定及び国費支出額については、(1)の選考結果の報告を踏まえ、国土交通省都市・地域整備局に設置する企画競争実施委員会における審査を経て決定します。なお、提案事業1件当たりの国費支出額は、原則として500万円を上限とし、基本的な1件当たりの国費出額は、200万円～300万円程度を想定しています。

なお、これは総事業費の上限を設定するものではありません。

4. 調査実施スケジュール

(1) モデル事業の選定

国土交通本省が設置した第三者委員会が選考する相対的に優れた提案について、国土交通

省都市・地域整備局が選定します（5月中目途）。

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載している提案事業の根幹にかかわる変更があった場合、当該提案書の応募団体及び推薦団体は速やかに担当窓口へ連絡するとともに、変更後の提案書を郵送及びメールにてお送り下さい。

（2）契約手続

選定された提案事業は、国土交通省都市・地域整備局にて請負契約の手続を行います。また、連名での提案の場合には、代表団体との間で契約の手続を行います（6月中目途）。

なお、契約手続に際し、国土交通省都市・地域整備局は、採択された提案事業について、当該団体に対して個別に仕様書の確定作業及びモニタリング調査等に必要な所要のデータ等の提供への協力依頼などについて協議させていただきますのであらかじめご了承下さい。

本事業の実施にかかわる経費は、提案事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いとさせていただきます。

6. 提案事業申請書類の提出

提案内容については、（1）申請様式にて提案事業の内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔・明りょうに記入の上、提出して下さい。

なお、様式及び参考資料はすべて電子ファイル（様式3の推薦書も公印部分を含めPDFファイルに変換してください）でご提出いただくことを原則とします。

（1）民間団体等の提出先

提案事業の応募を希望する民間団体等の皆様につきましては、直接、国土交通省都市・地域整備局の担当者（「（4）提出先及び問い合わせ先」を参照）に提出することもできますが、離島関係市町村の担当部署（地域の市役所又は町村役場に問い合わせして下さい）を通じてご提出いただくことも可能です。

（2）申請様式

①様式1：提案事業説明書（地域の課題、目的、調査内容、効果等）

提案書の作成に当たっては、本実施要領の趣旨をご理解の上、提案事業における活動などがイメージできるよう具体的に記載して下さい。また、「提案の視点」に示された事項にいかに対応しているかを記載して下さい。さらに、事業によりどのような効果が見込めるのか、達成目標として観光入込客数や雇用者数などを出来るだけ定量的な指標を織り込む形で記載いただくことを希望しております。

特に、記載いただく提案事業の活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意下さい。

②様式2：提案事業実施フロー図

契約の時期と想定される6月以降の活動を記入して下さい。複数年度にわたる提案事業を想定する場合には、次年度以降も含めた全体計画について記入して下さい。

③様式3：応募団体整理表、離島関係市町村推薦書類（様式自由）

応募団体及び推薦市町村の担当者、連絡先を記入して下さい。離島関係市町村が

応募する場合には、当該推薦書類は不要です。

④様式4：他の補助、支援事業等の適用

他の補助事業等との重複を避けるため、当該提案事業以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等のうち、今年度応募予定又は既に応募済み、若しくはこれまでに採択されたものがある場合は、それら補助事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。

なお、従来 of 取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

⑤参考資料A（様式自由）：応募団体の構成、活動実績、団体の規約又は規定等

応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料、複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写しを添付してください。

⑥参考資料B（様式自由）：活動地域及び活動地域内における状況

提案事業における活動地域を示した地図、活動地域における人口減少、高齢化等の状況 その他の地域の現状や課題が分かる資料

(備考)その他の添付資料

必要に応じて、上記各資料における補足資料を併せて提出することができます。

ただし、選定は①～⑥の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

※補足資料例示

- ・提案事業における実施方法等に関する資料
- ・その他提案の視点(公益性、先導性、地域経営力向上への貢献等)を補足する関連資料等

(3) 応募締切り

提出書類の締切日

平成21年5月15日(金)18:00<必着>

((2)③の離島関係市町村の推薦書類部分はPDFファイルの他に郵送でもお送り下さい。)

(4) 提出先及び問い合わせ先

下記の担当に電子メール及び郵送(郵送は、③の離島関係推薦書類のみ)にて提出願います。指定の2名に対して同時に送付してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省都市・地域整備局離島振興課 阿達、鶴間

Mail : adachi-k2g4@mlit.go.jp,

tsuruma-k2ys@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8421(課直通)

※提出していただいた書類等の扱い

提出していただいた書類等については、国土交通本省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。

以 上